

2019年8月15日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 智 之
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 取 締 役 虎 見 英 俊
管 理 本 部 長
(電話：03-5937-2111)

審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2019年7月19日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」（以下「7月19日付プレスリリース」といいます。）にて、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社の有価証券報告書等について重要な事項の不記載があるとして、当社に対する223,850千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われた旨をお知らせいたしました。

当社は、7月19日付プレスリリースにおいて、本件について、特段の事情がない限り事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針である旨をお知らせしておりましたが、その後、金融庁長官より2019年7月29日付審判手続開始決定通知書（以下「本件通知書」といいます。）を受領し、その内容について専門家の意見も踏まえて検討した結果、本日開催の取締役会において、本件通知書に対して否認し、これを争う旨の答弁書を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社は、2019年8月16日に本答弁書を提出する予定です。

当社では、本件通知書の手続きに従い、当社の主張を行った上で金融庁審判官の審判を受けることとなります。その審判手続き及び審判の結果、課徴金納付の勧告による課徴金総額223,850千円の課徴金納付命令が決定される可能性もございます。

なお、当社は7月19日付プレスリリースにて、2019年12月期第3四半期の連結財務諸表において課徴金223,850千円を特別損失に計上予定である旨をお知らせし、2019年8月13日付「2019年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」で公表した2019年12月期の通期連結業績予想に織り込んでおりましたが、本件通知書に対して争う旨の答弁書を提出することに伴う会計処理における影響につきましては、監査法人と協議する予定となっており、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上